

長第03150001号
令和 4年 3月16日

各和歌山県所管介護職員（等特定）処遇改善加算
算定対象サービス事業運営事業者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室長
(公印省略)

令和4年度介護職員（等特定）処遇改善加算に係る届出について（通知）

このことについて、令和4年4月または5月から介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合（前年度から継続して算定する場合を含む）は、下記期日までに各指定権者へ届出を行う必要があります。

計画書の様式が公表されましたので、詳しくはきのくに介護 de ネットをご確認いただき、届出に際し遺漏なきようお願いします。

記

1. 提出期限

令和4年4月15日（金）

2. 提出先及び問い合わせ先

サービス区分	事業所の所在地	提出先
○居宅サービス	和歌山市	和歌山市指導監査課
○介護予防サービス ○介護保険施設	和歌山市以外	各振興局健康福祉部総務福祉課 (串本支所については地域福祉課)
○地域密着型サービス ○地域密着型介護予防サービス ○介護予防・日常生活支援総合事業		指定を受けている市町村担当課

注1 計画の対象とした複数の事業所等の所在地が、和歌山市以外の複数の振興局圏域にまたがる場合は、主たる事業所の所在地を所管する振興局健康福祉部総務福祉課（串本支所については地域福祉課）へ提出してください。

注2 提出先が和歌山市指導監査課または指定を受けている市町村担当課の場合は、提出方法等の詳細を各市町村担当課にご確認ください（県と異なる場合があります）。

3. 提出書類（様式はきのくに介護 de ネットに掲載しています）

- ①介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 2部
- ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(※) 2部（施設系・併設短期入所系は3部）
- ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(※) 2部（施設系・併設短期入所系は3部）

※新たに加算を算定する場合または加算区分に変更がある場合のみ

4. 提出方法

- ・ 2の提出先に郵送または持参してください。
- ・ 郵送で提出する場合は、事業者控え返却用の切手を添付した返信用封筒を必ず同封してください。
- ・ なお、介護事業者として新規に処遇改善加算または特定加算を算定する場合は、原則持参してください。

5. 提出に係る留意事項

- ・ 指定権者が異なる複数の介護サービス事業所等を計画の対象とした場合は、それぞれの指定権者に書類を提出する必要があります。
- ・ 介護サービス事業所等を複数運営する事業者は、3の提出書類②および③についてサービスごとに別々に作成してください。
ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービスおよび介護予防サービス（介護保険番号が同一の場合）については、一括して作成することができます。
- ・ 令和3年度に処遇改善加算または特定加算を算定している事業者が、令和4年度に加算の算定を行わない場合は、3の提出書類②および③を速やかに提出してください。

6. その他

- ・ 各提出書類を作成するにあたっては、HPに掲載している「介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順および様式例の提示について」を必ずご確認の上、各種提出書類の作成をお願いします。
- ・ 各種様式・資料は下記ホームページにて掲載し、随時更新しています。

きのくに介護 de ネット

→ 各種申請・届出

→ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算

介護サービス指導室 TEL：073-441-2527